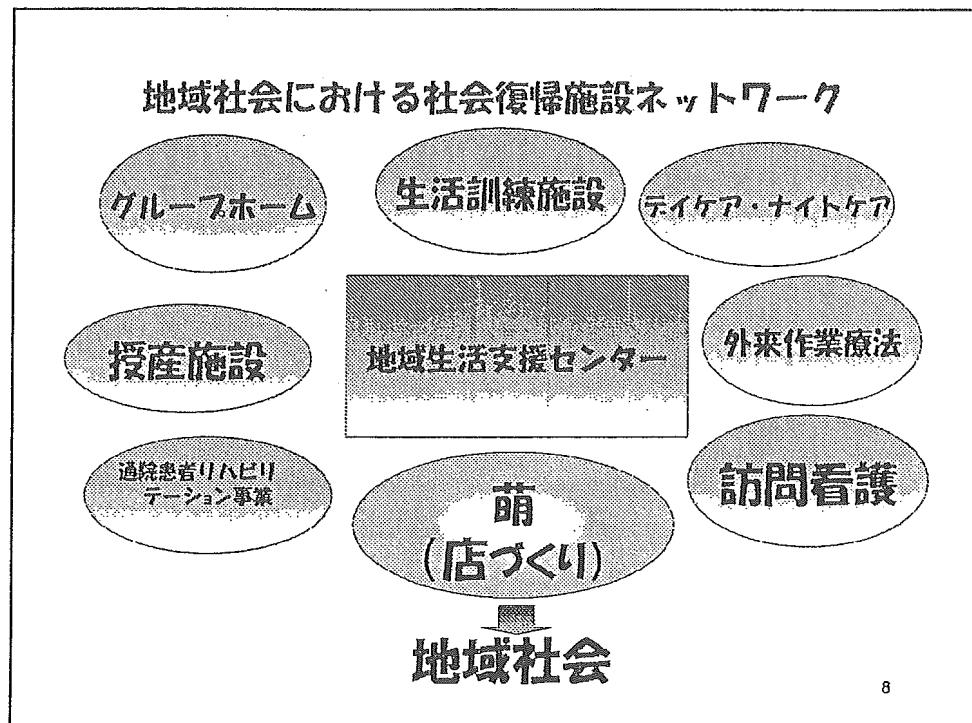


参考事例 5：鹿児島県児玉病院

1. 地域生活支援センターを中心とするネットワーク

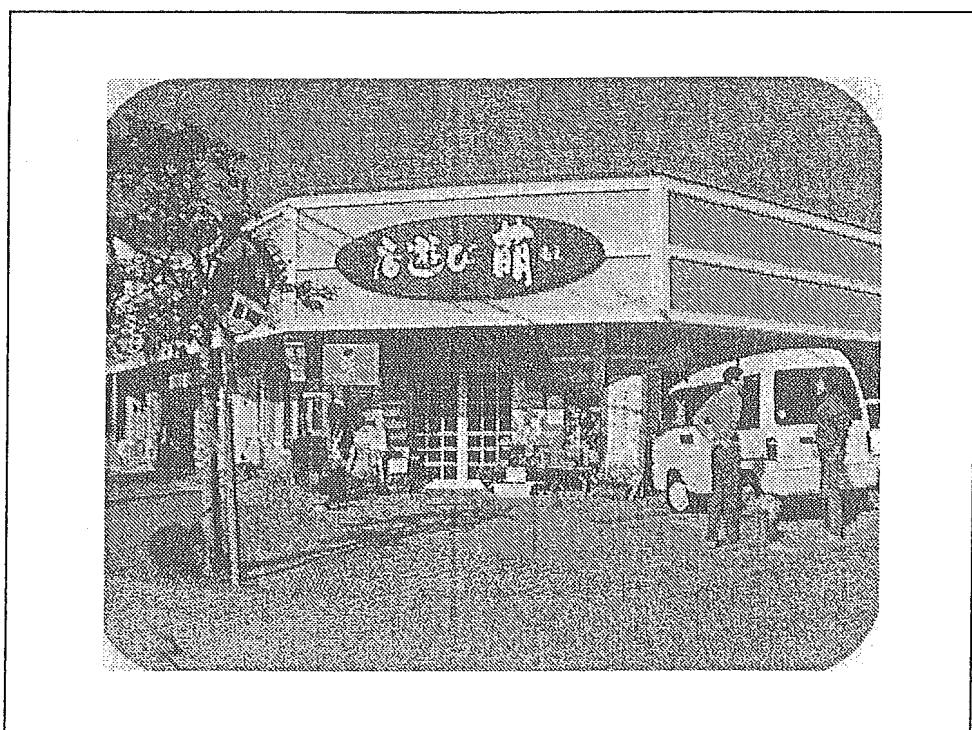
No.4-1



8

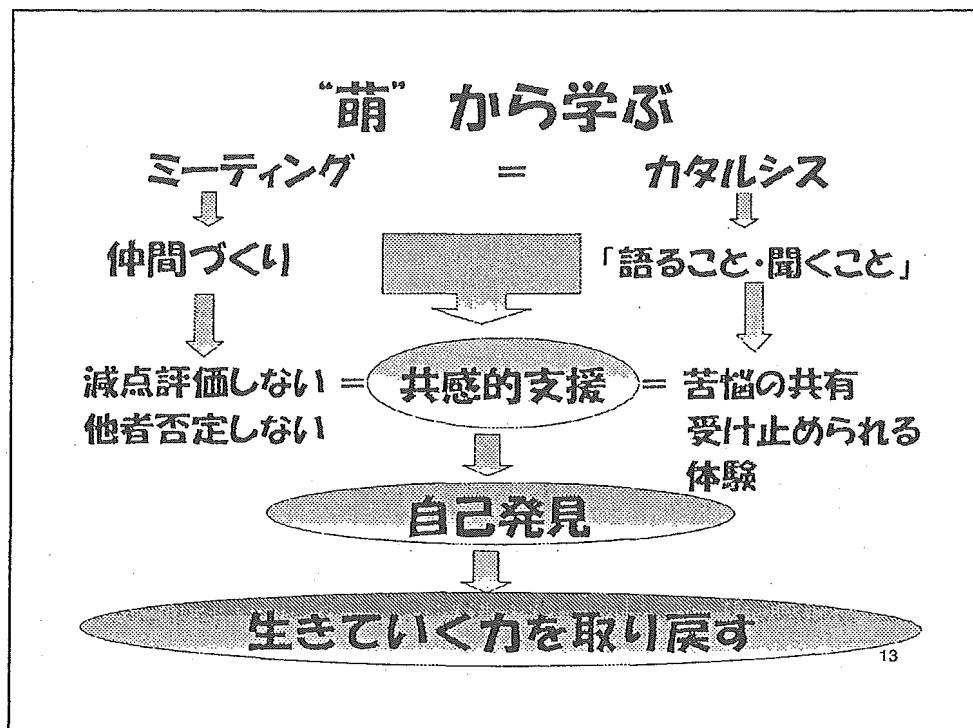
2. 障害者が主体となって運営している交流センター

No.4-2

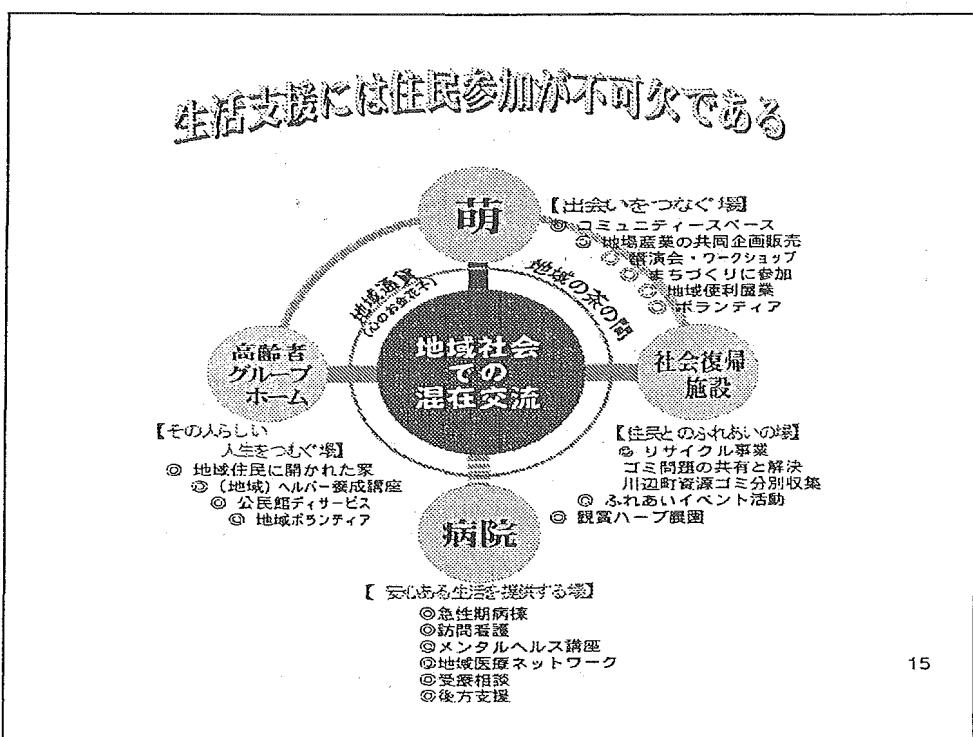


3. “萌”の運営の理念

No.4-3



No.4-4



4. “萌”のブランチ

No.4-5



5. 埼玉病院の理念①

No.4-6

精神医療は変わる

- ・ストレス、社会病理として出現する患者
- ・男の文化から女の文化への変化
- ・中央集権から地方分権
- ・不況による医療改革
- ・新薬の登場による病像の変化

→ 病院医療から地域医療へ

個人面接から認知行動療法（SST）

→ 組団療法など心理社会的治療

→ 地域元気型

→ チーム医療の必要性が増す

18

6. 児玉病院の理念②

No.4-7

まとめ

1. 理念・目標を共有化し、一貫した治療計画をたてる。
2. 在宅医療への転換により外来スタッフ(在宅サービス課)を中心としたチーム医療づくり
3. 地域とのネットワークをもったチーム医療
4. プリセプターシップの活用
5. ヨコ型の組織を立ち上げ、連携を深める

25

7. 児玉病院の理念③

No.4-8

今までとは異なる新しい病院像を考える
(建物以前に必要なもの・ことがある。)

2002.4.14 ゆめの樹

・ 真実では病院中心から社会福祉へ

(本当に必要な病院とは?)をさらにして考える!

1. 入院は何のためにするのか?を問い合わせ
2. 医療の領域は何であるか?
3. 患者中心とは?
(現在は病院・医療中心)
4. 地域で支える人をどう支えていくか?
5. どんな社会モデルが必要か?
(地域との協力)
6. 診断・治療・社会復帰の一貫性
(治療計画と目標)→初診時の受け
7. チーム医療の必要性(ヨコ型のY-H)
はじめの外東の向こうが大切
入院して一過性が大切、健保をつくる
8. その他

病院の機能分化・病院地域の普及・危急患者と慢性患者・カールテ開示・他の医療機関・施設との連携

院長主導から支援役へ

・ 甫など地域と病院をつなぐ場や働きをつくることが次への橋渡し

・ 退院後のケアまで含む福祉との一体化
医療福祉法人化

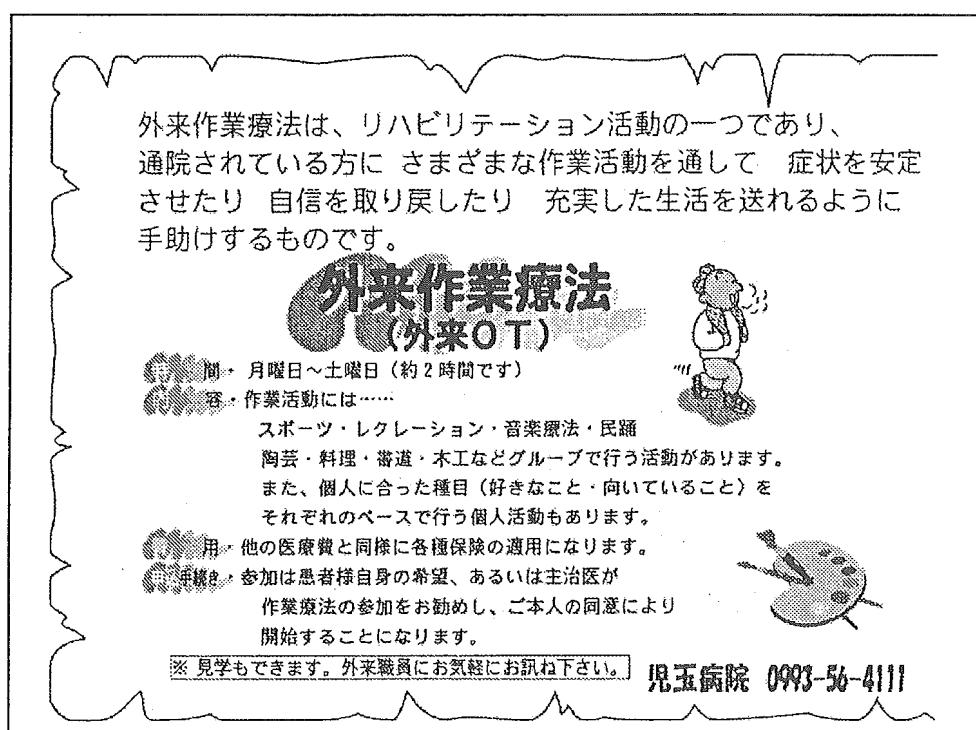
26

8. 基本情報

No.4-9



No.4-10



No.4-11

地域で生活されている方が、安心して社会生活を送っていただけるために、スタッフが病院から自宅に訪問し、支援させていただくことで、再発、再入院を防ぐことを目的とします。

訪問看護

対象・外来通院中の方。
内容・日常生活に関する相談援助。

- ・通院や服薬など療養に関する相談。
- ・家族や近所の人などの対人関係について。
- ・家族の方の不安や、心配事などにも相談に乗り、一緒に考えていきます。

費用・各種保険の適用になります。
手続き・外来にて主治医又は、看護婦、ソーシャルワーカーに相談して下さい。
その他・遠距離の場合など訪問できない地域もありますが、遠慮なくご相談下さい。

児玉病院 0993-56-4111

No.4-12

「物忘れが多い」「つじつまの合わないことを言う」「日中一人になることが多く、家に閉じこもりがち」など痴呆症状のある方が通所して、手芸やレクリエーション・軽い運動などのリハビリを通して、心身の機能回復・維持をはかる所です。また、同時に御家族の介護負担の軽減も目指します。

**重度痴呆患者
デイケアってなに?**

利用時間・月曜日～金曜日（9時30分～15時30分）
送迎・食事もあります。
※ 送迎については、ご相談に応じます。
※ 食事を準備しております。

費用・老人医療受給者証所有の方
→1割負担（上限 3,000円/月）
・その他の保険の方は、その保険に準じます。
※ お菓子代・飲食娛樂費として1日 100円別途いただきます。

ご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

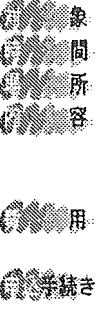
児玉病院 0993-56-4111

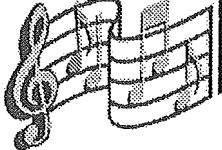
No.4-13

「退院したが調子が良くない」「働きたいが自信がない」
「日常生活が不規則になっている」「人との関係がうまくいかない」など
不安、悩みを持つ人達を対象に、個人や集団での活動や話し合いを通して
心の安定を図りながら、社会での生活が保てるよう支援するものです。

ディケアとは

・外来通院中の方。
・月曜日～金曜日（9時30分～15時30分）
・当院ディケア棟
・生活の相談援助。
・集団活動（スポーツ、園芸、料理他）。
・ミーティング。
・各種保険の適用になります。
・活動によっては、材料実費を頂く場合もあります。
・手続き・外来窓口でお訊ね下さい。





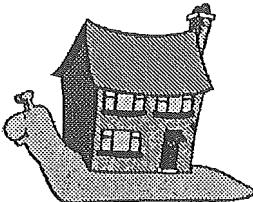
児玉病院 0993-56-4111

No.4-14

外来通院されている患者様のために夜間行う治療のことです。
生活のリズムを整えたり、相談や休息の場、一人でいる寂しさや
不安の解消を目的とします。

ナイトケアとは

・外来通院中の方。
・月曜日～金曜日（16時～20時）
・当院ディケア棟
・調理
・レクリエーション。
・相談など。
・各種保険の適用になります。
・夕食などの材料実費
・手続き・外来窓口でお訊ね下さい。



児玉病院 0993-56-4111

参考事例6：埼玉県「やどかりの里」

1. やどかりの里の歩み

以下はやどかりの里の活動の変遷をメンバー（精神障害者）の声を中心にまとめたものである。

1) やどかりの里の誕生（昭和45～47年）

(1) 閉鎖的な精神病院に入院していた患者さんが退院できなかった現実。 「宿舎」を提供し、退院を可能にした。 ↓ 患者の訴えをすべて信じて行動したソーシャルワーカーが行動を開始した。 「病院」が病気を作っている。	「長期化した入院は生活感覚のずれを引き起こしました。退院後1週間してパートの勤務を始めましたが、自分では気づかないけれど、頭が働かないのです。薬も相当多かったのでしょうかが、毎日眠くて長期入院の弊害を思い知らされました」
(2) 退院後の患者の責任までは見られないという精神病院 ↓ 病院とは別枠の社会福祉的援助事業（中間的な共同住居の活動）	「病院から逃げ出したこと3回あるんです。いわゆる缶詰ですよ。なにか押しつけられた気がするんです。病院に入ってしまえば食べさせてくれるが、ここでは自分たちでやらなくちゃいけないという気持ちですね」
(3) 企業の提供する建物の2階の「宿舎」から立退を迫られる。 ↓ 地域のなかでの社会復帰活動	「こういう民家のほうが落ち着くという感じがする。庭がもう少し広くて、夕涼みでもできるようなスペースがあったらいいと思う」
(4) 精神病院の外来で行われていたデイケア活動が病院の都合で廃止となる。 ↓ 病院が駄目なら地域の中でアパートを借りても続けようという患者の声。	「私達の立場としては、これから悪くなったり、頑張る場所がなくなってしまう。皆さんが必要性は認めているのだから、デイケアの原点に立って考えていきたい。患者一人の力では無理で、私達家族を含めて意見を出したい。後はもうみんなでやるだけだと思う」

2) 現在の中川での貸家での新たなスタート（昭和46～平成元年）

(1) ごく当たり前の生活をテーマにして ↓ 精神障害者は自分で判断し、選択し、自己的ことは自分で責任をとれる人	「爽風会（仲間づくりのグループ活動）在籍の思い出としては仲間から得た数々のことです。薬は絶対やめてはいけない。やどかりの里の仲間は決して傷つけ合うということはありません。メンバー同士の信頼感や深い思いやりがあるからです」
(2) 地域社会が精神障害者を拒絶。 「精神病院を出た人はアパートに入れておくわけにはいかない」家主からの立退き要求 ↓ 地域の組織化と文化活動（活動の拡大）	「やどかりの里に通い皮工芸の教室（やどかりの里行った文化活動の1つ）に行つたことにより、自分にもできるという小さな自信が持てるようになり、不安な毎日ではあるが、一筋の光がちょろちょろと燃えてきている」
(3) 活動の拡大による財政破綻。活動の縮小 ↓ 憩いの家としての活動 地域住民の支援－地域住民参加型の活動の基盤 当事者の主体的参加の活動	「一生病をもって歩んでいくものとしては、果たしてやどかりの灯が消えてやつていけるのだろうか。やどかりが無くなったら私達はどうなるのだろうかという不安。財政上の危機を言われて久しいが、会員獲得には我々メンバーももっと真剣に取り組まなければならないのではないか。今、大きな決断と勇気がメンバーに必要のように思うのだけれど」

(4) 健康の自己管理と仲間づくり ↓ 病の部分に注目するのではなく、健康な面に焦点をあてる。	(5) 活動の普遍化への努力 ↓ 実践、研修、研究の三位一体化への意識	「今ある自分というところでものを見ていくと非常に楽なのです。今は今なりの良さがあるということは、もし私が病気をしなかったらと思うのです。祖母の理想とする生活を踏襲した超道徳的な、勝ち気でガリガリ猛者の味もそっけもない女になっていたと思えます。失敗をして道草を食いましたけれど、弱い人や社会の色々なものを見て、少しほんまを見た目が開けてきたと思います」
---	---	---

3) 社会復帰施設建設から生活支援態勢づくり（平成2年～）

(1) 精神衛生法から精神保健法へ ↓ 社会復帰施設（適所授産施設と援護寮）の建設 24時間の電話相談、デイサービス、食事サービス、入浴サービス	「援護寮には6～7か月いましたかね。慣れてきたから自分で暮らしてみたいなあと思えてきたということですね。自分1人でいる城というものがほしかった。アパートに出て困ったのは近所の人との付き合いでした。それでとにかくあいさつをしようということ。アパートのまわりをきれいにしようと思いました。そんなことをしているうちに八百屋のおかみさんとも親しくなったのです」
(2) 社会資源の開拓、開発 ↓ 作業所づくり、グループホームの開拓 長期入院者が地域へ	「入院していた期間は38年間。退院してやどかりの里にお世話になって2年ですが、ずいぶん幸せな思いをしたなと思いました。あゆみ舎（地域作業所）は食事がおいしくて喫茶の仕事もできるし、病院とは天国と地獄の差があります」

4) サービスの利用者から地域に貢献できる存在へ（平成9年～）

(1) 街のなかの喫茶店 喫茶「ルボーズ」の開店 ↓ 街の人への憩いの場の提供	「今までではあゆみ舎の中だけの喫茶だったんですけど、これからは一般の人にも来て頂きたいです。これは責任重大だと思って、心の支えになります」
(2) 作業所「まごころ」が他の障害者施設へ食事の宅配 ↓ 精神障害者だけの活動からの広がり	
(3) やどかり情報館（精神障害者福祉工場）の開設 ↓ 利用者から労働者へ	「9時から5時まで働くのが無理だったら、短縮して10時から4時くらいで、そういう保護工場のようなものがあればいい。そういう労働条件が揃えば働く可能性も出てくる」
(4) 食事サービスセンター「エンジュ」のスタート ↓ 地域の高齢者や障害者への食事サービスの提供	

資料2

表1

貴保健所が直接実施している地域精神保健活動について

	n	%
保健所数	225	100.0
1 デイケア	165	73.3
2 患家訪問	211	93.8
3 地域社会一般への啓発	182	80.9
4 研修	176	78.2
5 市区町村活動への支援	174	77.3
6 地域内関係組織の連携	178	79.1
7 その他	123	54.7

表2

精神病院が中心となって発展したケース

	n	%
保健所数	225	100.0
1 院外の住居(グループホームなど)	21	9.3
2 生活訓練施設(援護寮など)	12	5.3
3 生活支援センター	8	3.6
4 患者主体の事業	2	0.9
5 その他	23	10.2

表3

独自の事業体が中心となって発展したケース

	n	%
事例数	108	100.0
1 生活訓練事業(援護寮など)	5	3.0
2 福祉ホーム	3	1.8
3 デイケア	5	3.0
4 病院外の住居の提供(グループホーム等)	17	10.3
5 地域生活支援センター	15	9.1
6 作業所	42	25.5
7 その他	64	38.8

資料3（1）例1：渋川地区精神保健福祉連絡会議設置要領 (群馬県渋川保健福祉事務所)

（趣旨）

第1 この要領は、渋川地区精神保健福祉連絡会議の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2 精神障害者の社会復帰を促進し、障害者にとって住みやすい地域社会をつくることを目的に、関係機関の連携を図るため、渋川地区精神保健福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（構成員）

第3 連絡会議は、次に掲げる関係者をもって構成する。

（1）医療機関

管内精神科病院・医院の長及び社会復帰担当者

（2）行政機関

管内市町村精神保健福祉担当課長及び担当保健師

（3）社会復帰施設等

- ・援護寮施設長
- ・福祉ホーム職員
- ・作業所施設長

（4）その他

- ・NPO ぼれぼれ 家族会長
- ・たんぽぽの会（ボランティアの会）会長
- その他必要と認められる関係者

（所管事務）

第4 連絡会議は、第2に掲げる設置目的の達成のため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

（1）精神保健福祉に関する情報交換及び意見交換

（2）精神障害者の社会復帰に関する施策の検討

（3）その他、目的達成のために必要と認められる事業

（開催等）

第5 連絡会議は、年1回以上開催するものとする。

（庶務）

第6 連絡会議の庶務は、保健福祉事務所保健部保健グループにおいて処理する。

附 則

この要領は、平成13年2月20日から施行する。

この要領は、平成14年2月19日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年度 事業計画

No.1 <精神保健福祉>

16年12月実績 沢川保健福祉事務所 保健グループ

事業名	現状と問題点	目的	事業内容	実施回数	従事者等
精神保健相談：こころの相談 不定期相談：来所、電話	定期相談：所内18件 所外16件 不定期相談：来所 電話延144件	精神疾患の早期発見・早期治療のすすめ	専門医による心の健康相談、社会復帰、アルコール、痴呆性老人等による来所又は電話相談を行う	年間23回 第1・3火曜日 13:30~(予約制) (所内16、所外7回)	精神科医師 保健師 保健師(随時)
訪問指導 (台帳：1495人) 渋872 北 97 赤122 小 19 伊 26 吉152	延 52件	本人の状況、家庭環境、社会的環境等を把握する事により適切な相談指導を行う	原則として本人、家族等の了解のもとに自宅に訪問し必要な相談指導を行う。	随時必要に応じて、	保健師
精神科アワトリーチ活動	訪問：1件 事例検討：2件	通報事例、急救事例の発生防止	こころの健康センター及び県立精神医療センターの協力を得て、遭遇困難事例に対処遇検討及び訪問を行う。	毎月第3水曜日	保健師、精神科医等
精神障害者社会適応訓練事業 (職親制度)	登録：35か所 補助：3か所 5人	就労困難な回復途上者をして社会適応訓練や作業訓練等を行なう	利用開始にあたっての適正確認、指導・協力事業所に対する認証、援助補助金を交付・訓練者の状況確認、相談指導・事業所への訪問指導	16年度対象者 5人 (16年5月末現在)	保健師
保護申請等の処理	23条：0件 24条：12件 25条：0件 26条：1件 計：13件	精神保健福祉法第27条に基づく	保護申請、通報または届出に基づき、調査の実施を受ける場合、または、精神保健福祉の結果に基づき適正かつ迅速な処置を実施する場合、精神保健福祉センターは事務所で対応する。精神科救急情報センターは精神科救急情報を発信する。	随時	保健師、男性職員
障害者社会参加総合推進事業	ボーリング大会(7月)：42人 年忘れ会(12月)：47人 ボランティアプロジェクト研修 家族教室：3月実施	障害のある人たちが社会の中で共に生活できる地域の障害者に対する理解を深め、誰もが明るく暮れる社会づくりを促進する	・交流会（ボーリング大会） ・年忘れ会 ・精神保健福祉ボランティア研修 ・家族教室	年1回(7月) 年1回(12月) 年1回(6月) 年1回(10月)	保健師、ボランティア 保健師、精神科医 保健師、精神科医
精神障害者ホームヘルパー養成研修	北毛ブロック：38人 (沢川地区13人) 10/12、10/28 施設研修 1日	精神障害者に関する知識や精神障害者との関係づけ、精神障害に対する学び、精神障害者に対する理解を深め、誰もが明るく暮れる社会づくりを促進する	・北毛ブロック（沢川・沼田・中之条）のいざれかの事務所で開催	未定	精神科医、保健師

16年末実績

事業名	現状と問題点	目的	事業内容	実施回数	従事者等
自主組織の育成指導 （メンバーフラント指導-A.A.指導）	必要に応じ指導 主は施設長	・あすなろ（第1,2） ・あいぼーと有馬 ・サボートハウスなど 4回 81人	・患者の自立と社会復帰の理念の基に作業所の運営に関する支援を行なう。 ・いすみ会（家族会）運営に關して支援を行なう。 ・ボランティア（アドバイザー）が来所し活動状況を報告。 ・毎月メンバーミーティングが開催する。	年間 12回 年間 2回 年間 12回	保健師、精神科医師 保健師
精神保健福祉連絡会議	16.9.16実施 27所属、37人出席	管内の医療機関等関係機関により、精神障害者を地域で支える体制づくりを行う	・研修や情報交換、情報提供の場として意見交換を行なう	年間 1回 (9月)	所長、次長、保健師、精神科医師、福社係担当者等
市町村支援	事例を通じて指導 北橘村精神連絡協議会 (年2回 5,11月)	市町村活動の支援及び指導へ 北橘村精神保健福祉活動への支援	・相談事例を通して対応の指導及び共同訪問・村関係機関等が情報交換、意見交換を実施	年間2回(5,11月)	保健師、精神科医師
社会復帰施設等指導監査	対象施設 37施設 延8日間(2月)	社会復帰施設等の円滑かつ適正な運営を図るため	・前橋保健福祉事務所施設指導Gと協働し実施	対象施設 37施設 延8日間(2月)	保健師
精神病院実地指導・実施審査	対象施設 4病院 延4日間(11,12月)	入院中の者の人権及び保護の擁護、適正な医療の確保	・保健予防課と協働して実施する。	対象施設 4病院 延4日間(11,12月)	保健師
精神保健福祉手帳所持者数	渋92 北29 赤34 子18 小4 伊6 様16 吉36 管内計235人	所内交付分 47件 " 変更 11件 再発行 8件 (センター交付分 47件)	・市町村からの申請、継続、変更等に対して書類を審査し手帳・患者票を作成者一覧を受理 ・ここにより社会保険事務所へ障害等級照会	随時	保健師
通院医療費公費負担利用者数	渋256 北58 赤69 子58 小12 伊13 様57 吉89 管内計6124人 生計同一証明の発行	所内交付分 44件 " 変更 34件 再発行 1件 (センター交付分 187件) 16年度:91件	・精神障害者が医療を受けやすくなるため ・在宅精神障害者が医療を受けやすくなるため	手帳1級で通院公費受給 同居の家族が運転	保健師
医療保護入院届出等関係事務	医療保護入院届 166件 " 退院届 117件 " 定期病状報告 173件	精神保健福祉事務処理 基づく	・管内精神病院から随時報告される届出を該当 ・保健福祉事務所及びこころの健康センターに送付する。	随時	
居宅生活支援事業補助金 ショートステイ・ホーム・グループホーム	管内 8市町村 6,667千円	事業の円滑な実施を図ることにより精神障害者の自立と社会参加を促進する。	・交付申請の審査 ・交付額の決定及び確定、交付		
共同作業所補助金	4 作業所 14,625千円	共同作業所の運営基盤の安定を図る。			
社会復帰施設運営費補助金	9 施設 175,808千円	社会復帰施設の運営基盤の安定を図るとともに利用対象者の社会復帰を促進する。	群馬会：けやき・よしおか・もみじホーム 群馬会：赤城カラリーグス 大利根会：あけぼの・あじさい NPO法人やまなみ：みやま工房		
社会復帰施設の大巡回報告	16年度:123件	精神障害者社会復帰施設運営に基づく			

あすなろ作業所の歩み（精神障害者家族会いすみ会の結成から）

年　月	活　動　内　容　等
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川保健所内で社会復帰のための作業所の設立と家族会の結成等検討 ・渋川保健所の保健婦が訪問し、家族の要望を聞く。 ・家族の集いの開催（渋川保健所内） 　　自分たちの辛い思いを話す。 病気の学習
平成4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区精神障害者家族会いすみ会の結成 　　月1回の定例会の開催で、障害者が置かれている現状学習 　　交流会（バーベキュー、バス研修会等）
平成5年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会へ作業所等の社会復帰のための学習会を実施（保健所内） ・社会参加 子持村文化祭へバザーの実施
平成6年 1月 3月 4月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市に作業所を開設する場所をお願いするが断られる。 ・障害者基本法に精神障害者が入ったのを受けて、渋川市社会福祉協議会の会議室を借用。 ・<u>作業の開始</u>（会議として作業する） ・作業所として「フォーク等袋詰めの内職」を週2回) 　　*障害者家族、ボランティア、保健所の保健婦が指導
平成7年 2月 3月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会で作業所の開設を渋川市長に陳情（保健所保健婦が同行） 　　（断られた理由）精神障害者対策は県の業務、市で単独開設は出来ない。 　　市内に他に家族会がもう1つある。 ・渋川管内の病院家族会「のぞみ会」と合併「いすみ会」として発足 ・他の作業所、援護療を見学、作業所の内容を検討 ・県補助金申請 ・補助金承認（年額50万円）により、指導員を一人雇用 「毎日行ける作業所に」の声ができる。
平成8年 2月 4月 11 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会で運営費検討 管内市町村へ助成金陳情を ・県補助金（年額112万円） ・家族会員と保健婦で作業が出来る場所を捜す。 ・ボランティアの会（なすなの会）の結成 ・管内市町村へ助成金陳情 ・作業所の独立（貸事務所を賃借）

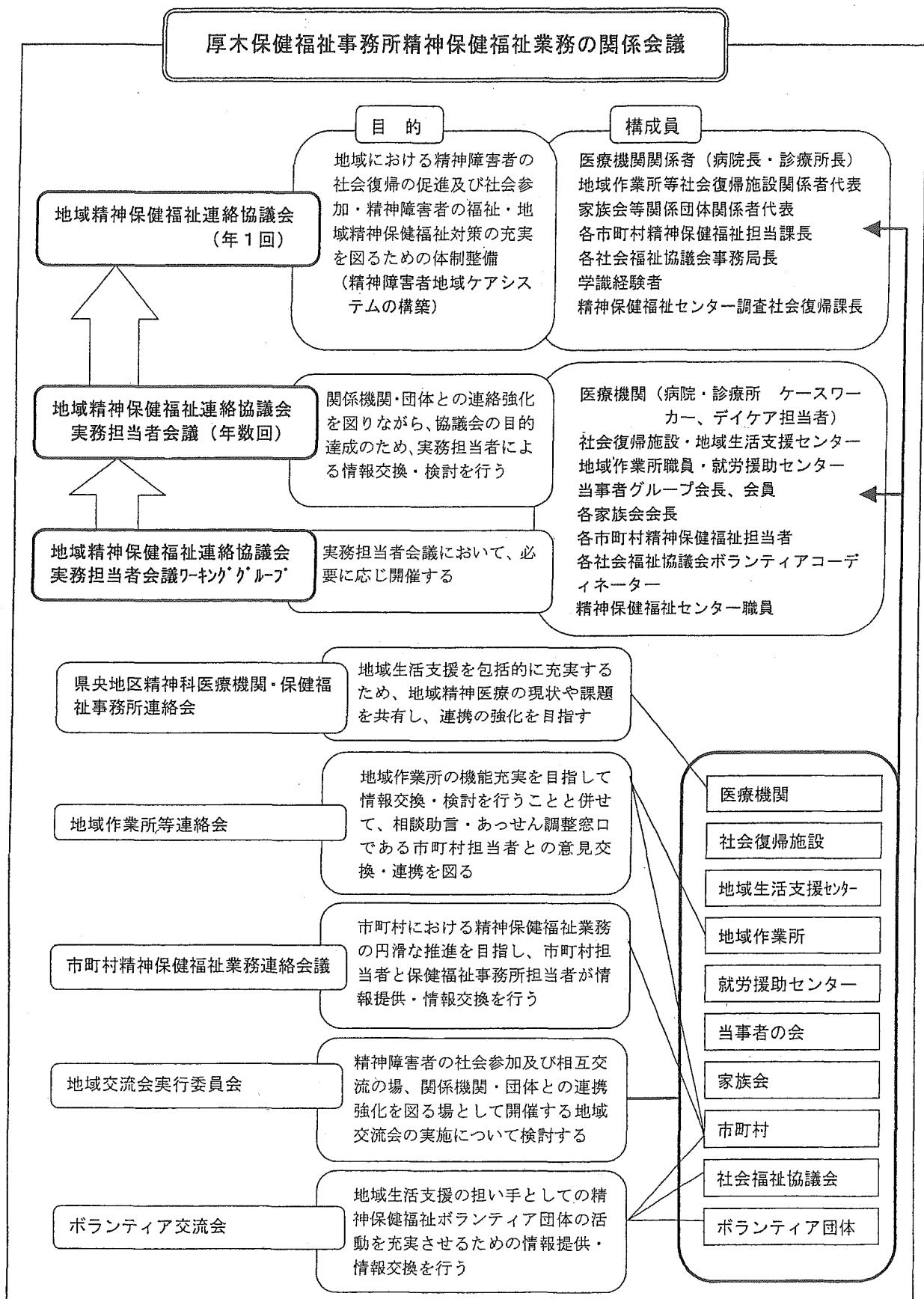
	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年 2月 ・精神保健福祉施設へ研修参加 3月 ・「あすなろ作業所」開所式 4月 ・県補助金申請（年額230万円） 〃 ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） 〃 作業週4回実施 8月 ・渋川市障害者福祉センターを借用、移転 以前からの要望により
	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年 4月 ・県補助金（年額260万円） 〃 ・国庫補助金（年額110万円） 〃 ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） 2月 ・景気対策事業（年額71万7千円） 粉石鹼製造機器購入 3月 ・粉石鹼製造指導者による研修
	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年 4月 ・県補助金（年額260万円） 〃 ・国庫補助金（年額110万円） 〃 ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） 〃 ・粉石鹼づくり開始 7月 ・作業に農作業開始 9月 ・第2第4土曜日の作業開始 2月 ・景気対策事業国庫補助（年額予定額約72万円）
	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年 4月 ・常勤職員を施設長として雇用 ・NPO（特定非営利活動法人）設立総会実施 ・県補助金（第1：年額260万円、第2：年額178.9万円） ・国庫補助金（年額110万円） ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） 5月 ・NPO申請 10月 ・NPO認可 11月 ・NPO設立（11／2）
	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年12月 ・あすなろ第3作業所開設（12／18） ・NPO（特定非営利活動法人）設立総会実施 ・県補助金 (第1：年額325万円、第2：年額292.5万円、第3：86.6万円) ・国庫補助金（年額110万円：第1・第2） ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円）

平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・県補助金申請（年額325万円：第1・第2・第3） ・国庫補助金（年額110万円：第1・第2） ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） ・いづみ会から NPO 法人ぽれぼれを設立
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・県補助金申請（年額325万円：第1・第2・第3） ・国庫補助金（年額110万円：第1・第2） ・市町村補助金8市町村人口割り（年額100万円） ・12月 前橋市にユーハウス前橋を設置（4か所目）

他の作業所

年 月	活 動 内 容 等
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会三山会が14年3月に設立 みやま作業所開始（4月） 県補助金（年額325万円） ・NPO法人サポートハウスなすなが設立 作業所サポートハウスなすな開始（4月） 県補助金（年額162.5万円）
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会三山会から NPO 法人やまなみ設立及び小規模通所授産施設設置を目指して計画書作成、県と協議するが、国の補助金内示がなく当該年度は断念
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・家族会三山会から NPO 法人やまなみ設立 みやま作業所から小規模通所授産施設「みやま工房」設立 (精神障害者社会復帰施設) 運営費補助金のみ申請

資料3（2）例2：精神保健福祉業務の関係会議
(神奈川県厚木保健福祉事務所)



資料3（3）例3：熱海・伊東障害保健福祉圏域連絡調整会議設置要綱

（設置）

第1条 熱海伊東障害保健福祉圏域連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 連絡調整会議は、熱海伊東圏域内に居住する身体・知的・精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう支援するため、福祉・保健・医療・教育・就労等の各種サービスを総合的に調整、推進することを目的とする。

（組織）

第3条 連絡調整会議は、別表I（全体会）及び別表II（部会）による委員を持って構成する。

（事業内容）

第4条 連絡調整会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 連絡調整会議を組織する各関係機関の情報の共有化、障害のある人のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び各種サービスの問題点の把握を行い、課題解決への方策を検討する。
- (2) サービス提供後の評価を実施するとともに、新たなサービスメニューや施策についての調査研究を行う。
- (3) その他、第2条の目的達成のために必要な事業を行う。

（会議）

第5条 全体会及び部会（以下「会議」という。）は必要に応じ開催することとし、熱海健康福祉センター所長（以下「所長」という。）が委員を招集する。

- 2 会議は、必要な委員のみを召集し開催できるものとする。
- 3 会議は、所長が必要と認めたときは、委員以外の関係者を召集し開催できるものとする。

（庶務）

第6条 連絡調整会議の庶務は熱海健康福祉センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月20日から施行する。

(別表 II-1)

熱海伊東障害保健福祉圏域連絡調整会議
部会委員

(知的部会)

- 1 陽光の園（知的障害者授産施設）
- 2 熱海市手をつなぐ育成会（心身障害者小規模授産所）
- 3 伊東市手をつなぐ育成会（心身障害者小規模授産所）
- 4 地域療育支援センター「いぶき」
- 5 碧の園
- 6 三島公共職業安定所
- 7 熱海市（障害者福祉推進室）
- 8 伊東市（社会福祉課）
- 9 熱海健康福祉センター

(精神部会)

- 1 心象めぐみ会（精神障害者共同作業所）
- 2 地域生活支援センター「いとう」
- 3 伊東中央クリニック
- 4 三島公共職業安定所
- 5 熱海市（障害者福祉推進室）
- 6 伊東市（社会福祉課）
- 7 こころと体の相談センター
- 8 熱海健康福祉センター

(身体部会)

- 1 はばたき（いこいの里）（身体障害者福祉センター）
- 2 地域生活支援センター「なかいすリハ」（身体）
- 3 中伊豆リハビリテーションセンター
- 4 熱海小規模授産所
- 5 三島公共職業安定所
- 6 熱海市（障害者福祉推進室）
- 7 伊東市（社会福祉課）
- 8 熱海健康福祉センター

(別表 II-2)

(児童部会)

- 1 さくら保育園（心身障害児通園施設）
- 2 地域生活支援センター「なかいすリハ」（身体）
- 3 中伊豆リハビリテーションセンター
- 4 地域療育支援センター「いぶき」（知的）
- 5 碧の園
- 6 地域生活支援センター「いとう」（精神）
- 7 沼津養護学校
- 8 東部養護学校
- 9 熱海市教育委員会（学校教育課）
- 10 伊東市教育委員会（学校教育課）
- 11 東部児童相談所（身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）
- 12 熱海市（子育て支援室、健康づくり課）
- 13 伊東市（児童課、健康推進課）
- 14 熱海健康福祉センター（保健福祉課、健康増進課）

(支援センター部会)

- 1 地域生活支援センター「なかいすリハビリ」（身体）
- 2 中伊豆リハビリテーションセンター
- 3 地域療育支援センター「いぶき」（知的）
- 4 碧の園
- 5 地域生活支援センター「いとう」（精神）
- 6 熱海市（障害者福祉推進室）
- 7 伊東市（社会福祉課）
- 8 熱海健康福祉センター